

65歳以降の障害福祉サービスの利用について

65歳になると原則として介護保険制度のサービス利用が優先となります。

ただし、これは一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、障害のある方の個別の状況に応じ、65歳以降も障害福祉サービスを利用できる場合があります。

例えば、次のような場合が考えられます。

- ① 介護保険サービスに相当するものがない、障害福祉サービス固有のものと認められるもの
【同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等】
- ② 支給量が介護保険サービスのみによって確保することができない場合

対象サービス	居宅介護・重度訪問介護
対象者	介護保険の支給限度額までサービスを利用しておらず、訪問介護の利用が基準額の50%以上であり、かつ両上下肢に障害がある肢体不自由1級の身体障害者手帳保有者であり、次に掲げる者 (A) 要介護認定が要介護5の者 (B) 主たる障害の原因が進行性の神経・筋疾患であり、かつ要介護認定が要介護4の者 (進行性の神経・筋疾患とは、筋ジストロフィーや難治性疾患克服研究事業の対象となっている神経・筋疾患とする。)

- ③ 利用可能な介護保険サービス事業所又は施設が身近にない、利用定員に空きがない場合
- ④ 介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、介護保険サービスを利用できない場合
(非該当の場合等)
- ⑤ 障害福祉サービスの施設入所・療養介護の支給決定を受けている場合
- ⑥ 障害の特性により、障害福祉サービスの利用が適当と市が認めた場合

65歳以上の障害のある方の障害福祉サービスの利用につきましては、介護保険サービスの優先を原則に、必要時は障害福祉課までご相談ください。

【問合せ先】

長崎市役所障害福祉課支援係
電話 095-829-1141